

ては、なお従前の例による。

2 前項の規定により新法人税法第十二号の十九の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（平成三十年十二月三十一日において第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設（以下この項において「旧恒久的施設」という。）を有していた外国法人であつて、新法人税法第十二号の十九に規定する恒久的施設（以下この項及び次項において「新恒久的施設」という。）に該当するものを有していなかつたものをいう。）又は旧恒久的施設を有していなかつた外国法人（同日において旧恒久的施設を有していなかつた外国法人であつて、新恒久的施設に該当するものを有していたものをいう。次項において同じ。）に係る法人税法、地方法人税法及び租税特別措置法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第十 条の三第三項	恒久的施設を有する外 国法人	旧恒久的施設を有していた外 国法人（所得税法等の一部を 改正する法律（平成三十年法 律第 号。以下「改正法 」という。）附則第二十一条 第二項（外国法人に係る恒久 的施設の定義に関する経過措 置）に規定する旧恒久的施設 を有していた外国法人をいう 。以下同じ。）
法人税法第十 条の三第四項	有しない外国法人	有しない外国法人（旧恒久的 施設を有していなかつた外国
当該	当該旧恒久的施設を有してい た	
なる日	なる日の前日	

<p>法人税法第十四条第一項第二十三号</p>	<p>恒久的施設を有しない</p>	<p>旧恒久的施設を有していなかった</p>
<p>法人税法第十四条第一項第二十四号</p>	<p>恒久的施設を有する なつた日まで の翌日から</p>	<p>旧恒久的施設を有していた なつた日の前日まで から</p>
<p>法人税法第四百四十二条の八 第一項</p>	<p>恒久的施設を有する 恒久的施設の 日の 恒久的施設に</p>	<p>旧恒久的施設を有していた 旧恒久的施設の 日の前日の 旧恒久的施設に</p>
<p>当該外国法人</p>	<p>当該恒久的施設を有しない外国法人</p>	<p>において恒久的施設</p>
<p>において恒久的施設</p>	<p>において改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十九(定義)に規定する恒久的施設(以下「旧恒久的施設」という。)</p>	<p>法人(改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していなかつた外国法人をいう。以下同じ。)を含む。以下この項において同じ。</p>

	<p>当該</p>	<p>、当該旧恒久的施設を有していた</p>
<p>法人税法第百四十四条の三 第一項</p>	<p>恒久的施設を有する外国法人である  (恒久的施設)</p>	<p>旧恒久的施設を有していた外国法人である  (旧恒久的施設)</p>
<p>法人税法第百四十四条の六 第一項</p>	<p>恒久的施設を有する  (当該)</p>	<p>旧恒久的施設を有していた  (当該旧恒久的施設を有していた)</p>
<p>法人税法第百四十四条の七及び第百四十四条の八</p>	<p>恒久的施設を有する</p>	<p>旧恒久的施設を有していた</p>
<p>法人税法第百四十九条第一項</p>	<p>恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が恒久的施設</p>	<p>旧恒久的施設を有していなかった外国法人である普通法人が恒久的施設</p>
<p>地方法人税法第十九条第三項</p>	<p>恒久的施設を有する外国法人</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人</p>
<p>租税特別措置法第六十八条の三の四第三項</p>	<p>恒久的施設を有する外国法人</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)以下「改正法」という。 (附則第二十一条第二項に</p>

租税特別措置 法第六十八條 の三の四第四 項	有しない外国法人	有しない外国法人（改正法附 則第二十一條第二項に規定す る旧恒久的施設を有していな かつた外国法人を含む。以下 この項において同じ。）
なる日	当該	なる日の前日
当該	おいて	規定する旧恒久的施設を有し ていた外国法人
当該	当該	当該旧恒久的施設を有してい た

3

第一項の規定により新法人税法第十二條の十九の規定の適用がある場合において、旧恒久的施設を有していなかつた外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなつたときにおける当該旧恒久的施設を有していなかつた外国法人の同日前に発行した割引債（租税特別措置法第四十一條の十二の二第六項第一号に規定する割引債をいう。以下この項において同じ。）の償還差益（租税特別措置法第六十七條の十七第四項に規定する償還差益をいう。以下この項において同じ。）のうち、当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものについては、租税特別措置法第六十七條の十七第四項の規定により法人税法第三十八條第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

4

前二項に定めるもののほか、第一項の規定により新法人税法第十二條第十

二号の十九の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(配当等の額とみなす金額に關する経過措置)

第二十二條 新法人税法第二十四條第三項の規定は、施行日以後に行われる合併及び分割型分割について適用する。

(分配時調整外国税相当額の損金不算入に關する経過措置)

第二十三條 新法人税法第四十一條の二の規定は、内国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第六十九條の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に關する経過措置)

第二十四條 新法人税法第五十條第一項の規定は、法人が附則第一條第十号に定める日以後に行う同項の交換について適用し、法人が同日前に行つた旧法人税法第五十條第一項の交換については、なお従前の例による。

(法人の返品調整引当金に關する経過措置)

第二十五條 この法律の施行の際現に旧法人税法第五十三條第一項に規定する対象事業(以下この項及び第四項において「対象事業」という。)を営む法人(この法律の施行の際現に営まれている対象事業につき施行日以後に移転を受ける法人を含む。以下この項及び第四項において「経過措置法人」という。)の施行日以後に終了する事業年度(平成四十二年三月三十一日以前に開始する事業年度に限る。)の所得の金額(経過措置法人以外の法人で施行日の属する事業年度の施行日前の期間内に対象事業を移転する同条第四項に規定する適格分割等を行つたものの当該事業年度の所得の金額を含む。)の計算については、同条(旧法人税法第四百二十二條第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第五十三條第一項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分

の九に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の八に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の七に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の六に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の五に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の四に相当する金額」と、同年四月一日から平成四十年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成四十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成四十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額」とする。

2| 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十三条第一項の規定により法人の平成四十二年四月一日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3| 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十三条第六項に規定する合併法人等の平成四十二年四月一日以後に開始する事業年度において当該合併法人等が同項の規定により引継ぎを受けた返品調整引当金勘定の金額又は同条第四項に規定する期中返品調整引当金勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4| 旧法人税法第五十三条第一項の規定により施行日前に対象事業を営んでいた法人（経過措置法人を除く。）の施行日の属する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額その他これに準ずるものとして政令で定める金額は、施行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に關する経過措置)

第二十六条 新法人税法第六十一条の二第二項及び第九項の規定は、施行日以後に行われる合併及び株式交換について適用し、施行日以前に行われた合併及び株式交換については、なお従前の例による。

(合併及び分割による資産等の時価による譲渡に關する経過措置)

第二十七条 新法人税法第六十二条第一項の規定は、施行日以後に行われる合併及び分割について適用し、施行日以前に行われた合併及び分割については、なお従前の例による。

(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰屬事業年度に關する経過措置)

第二十八条 施行日前に旧法人税法第六十三条第六項に規定する長期割賦販売等(以下この条において「長期割賦販売等」という。)に該当する旧法人税法第六十三条第一項に規定する資産の販売等(新法人税法第六十三条第一項に規定するリース譲渡を除く。以下この条において「特定資産の販売等」という。)を行った法人(施行日以前に行われた長期割賦販売等に該当する特定資産の販売等に係る契約の移転を受けた法人を含む。)の施行日以後に終了する事業年度(平成三十五年三月三十一日以前に開始する事業年度に限る。次項第一号において「経過措置事業年度」という。)の所得の金額の計算については、旧法人税法第六十三条(特定資産の販売等に係る部分に限るものとし、旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法(第一号及び次項において「旧効力法人税法」という。)第六十三条第一項本文(旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける法人の長期割賦販売等に該当する特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該収益の額及び費用の額(当該各号に定める事業年度開始の日前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日前に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収益額」及び「未計

上費用額」という。)は、当該各号に定める事業年度(次項及び第四項において「基準事業年度」という。)の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

一 当該特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき経過措置事業年度の確定した決算(新法人税法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間について新法人税法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その期間に係る決算)において旧効力法人税法第六十三条第一項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた場合、その経理しなかつた決算に係る事業年度  
二 当該特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額のうち、平成三十五年三月三十一日以前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日以前に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されなかつたものがある場合、同日後最初に開始する事業年度

3

旧効力法人税法第六十三条第一項本文の規定の適用を受ける法人の長期割賦販売等に該当する特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該特定資産の販売等に係る未計上収益額が当該特定資産の販売等に係る未計上費用額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額(解散若しくは事業の全部の廃止若しくは譲渡(適格分割による分割承継法人への譲渡その他の政令で定めるものを除く。)の日の属する事業年度、清算中の事業年度又は被合併法人の合併(適格合併を除く。)の日の前日の属する事業年度、新法人税法第十条の三第一項に規定する特定普通法人等が公益法人等に該当することとなる場合におけるその該当することとなる日の前日の属する事業年度及び同号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える事業年度にあつては、同号に掲げる金額)を、基準事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

一 当該未計上収益額及び未計上費用額を百二十で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該未計上収益額及び未計上費用額

ロ イに掲げる金額のうち当該事業年度前の各事業年度の所得の金額又

は当該事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額

4| 前項の規定は、基準事業年度の確定申告書（基準事業年度の間申報告書で新法人税法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書。次項において同じ。）に前項の規定により益金の額及び損金の額に算入される金額の申告の記載がある場合に限り、適用する。

5| 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

6| 第三項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

7| 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により長期割賦販売等に該当する特定資産の販売等に係る契約の移転があつた場合における当該特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第二十九条 新法人税法第六十九条第七項の規定は、内国法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置）

第三十条 新法人税法第六十九条の二の規定は、内国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（電子情報処理組織による内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の申告の特例に関する経過措置）

第三十一条 新法人税法第二編第一章第三節第二款の二の規定は、内国法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

(連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置)

第三十二条 連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度(平成四十二年三月三十一日以前に開始する連結事業年度に限る。)の連結所得の金額の計算については、新法人税法第八十一条の三第一項中「(各事業年度の所得の金額の計算)の規定」とあるのは、「(各事業年度の所得の金額の計算)の規定及び所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)附則第二十五条第一項(法人の返品調整引当金に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十三条(返品調整引当金)の規定」とする。

2 | 連結法人の連結事業年度の期間を新法人税法第二十二条第一項の事業年度として附則第二十五条第二項から第四項までの規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額は、新法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額に含まれるものとする。

(連結事業年度における長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)

第三十三条 連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度(平成三十五年三月三十一日以前に開始する連結事業年度に限る。)の連結所得の金額の計算については、新法人税法第八十一条の三第一項中「(各事業年度の所得の金額の計算)の規定」とあるのは、「(各事業年度の所得の金額の計算)の規定及び所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)附則第二十八条第一項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するもの」とされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第六十三条(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定」とする。

2 | 連結法人の連結事業年度の期間を新法人税法第二十二条第一項の事業年度として附則第二十八条第二項又は第三項の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額又は損金の額となる金額は、新法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額に含まれるものとする。

(連結事業年度における分配時調整外国税相当額の損金不算入に関する経

過措置)

第三十四条 新法人税法第八十一条の八の二の規定は、連結法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

(連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置)

第三十五条 新法人税法第八十一条の十五の二の規定は、連結法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

(電子情報処理組織による連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の特例に関する経過措置)

第三十六条 新法人税法第二編第一章の二第三節第二款の二の規定は、連結親法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

(連結子法人の個別帰属額等の届出に関する経過措置)

第三十七条 新法人税法第八十一条の二十五第二項の規定は、平成三十二年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同条第一項に規定する個別帰属額等を記載した書類について適用する。

2 新法人税法第八十一条の二十五第三項及び第四項の規定は、平成三十二年四月一日以後に同条第一項に規定する個別帰属額等に異動があつた場合におけるその異動に係る同条第三項に規定する書類について適用し、同日前に旧法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等に異動があつた場合におけるその異動に係る同条第二項に規定する書類については、なお従前の例による。

(外国法人に係る租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得に関する経過措置)

第三十八条 新法人税法第三百三十九条第二項の規定は、外国法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税について

は、なお従前の例による。

(外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入に関する経過措置)  
第三十九条 新法人税法第四百十二条の六の二の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第四百十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

(外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置)  
第四十条 新法人税法第四百十四条の二の二の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

(代表者等の自署押印に関する経過措置)

第四十一条 新法人税法第五十一条の規定は、外国法人の施行日以後に終了する事業年度の確定申告書、外国法人の施行日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税の中間申告書及び連結法人の施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書並びに外国法人の確定申告書及び中間申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

2 法人の施行日前に終了した事業年度の確定申告書、法人の施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税の中間申告書、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結確定申告書及び連結法人の施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税の連結中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したもの並びに連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の旧法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類(施行日前に同項に規定する個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る同条第二項に規定する書類を含む。)に係る旧法人税法第五十一条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

(地方法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 第三条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）第四章第二節の二の規定は、内国法人の平成三十二年四月一日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2 新地方税法第三十条の規定は、外国法人の施行日以後に終了する課税事業年度の地方税法確定申告書、外国法人の施行日以後に納税義務が成立する地方税法中間申告書に係る地方税法確定申告書及び地方税法並びに外国法人の地方税法確定申告書及び地方税法中間申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

3 法人の施行日前に終了した課税事業年度の地方税法確定申告書及び法人の施行日前に納税義務が成立した地方税法中間申告書に係る地方税法の地方税法中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る第三条の規定による改正前の地方税法第三十条において準用する旧地方税法第五十一条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条 第四条の規定による改正後の相続税法（以下この条において「新相続税法」という。）第一条の三及び第一条の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。附則第七十五条第一項を除き、以下同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除き、以下同じ。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十一条第二項に規定する非居住外国人が新相続税法第一条の四第一項第二号に掲げる者に財産の贈与をした場合には、当該非居住外国人は同条第三項第三号に規定する非居住贈与者とみなす。

3 新相続税法第二十八条第五項から第七項までの規定は、施行日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

4 新相続税法第五十九条第五項の規定は、平成三十三年一月一日以後に提

出すべき同項に規定する調書について適用し、同日前に提出すべき第四条の規定による改正前の相続税法第五十九条第五項に規定する調書については、なお従前の例による。

5 新相続税法第六十六条の二第二項第一号に規定する一般社団法人等（以下この項において「一般社団法人等」という。）が施行日前に設立されたものである場合には、同条の規定は、平成三十三年四月一日以後の当該一般社団法人等の理事である者（当該一般社団法人等の理事でなくなった日から五年を経過していない者を含む。）の死亡に係る相続税について適用する。

6 前項の場合において、新相続税法第六十六条の二第二項第三号の規定の適用については、施行日前の期間は、同号ロの二分の一を超える期間に該当しないものとする。

（長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第四十四条 施行日前に第五条の規定による改正前の消費税法（以下この項及び次項において「旧消費税法」という。）第十六条第一項に規定する長期割賦販売等（第五条の規定による改正後の消費税法（次条において「新消費税法」という。）第十六条第一項に規定するリース譲渡を除く。以下この条において「特定長期割賦販売等」という。）を行った事業者（消費税法第二條第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）（施行日前に行われた特定長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた事業者を含む。）の施行日以後に終了する年又は事業年度（消費税法第二條第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に含まれる各課税期間（消費税法第十九條第一項に規定する課税期間（同條第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人事業者（消費税法第二條第一項第三号に規定する個人事業者をいう。第三項及び第六項において同じ。）にあつては平成三十五年十二月三十一日以前に開始する課税期間に限るものとし、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間に限る。次項及び第四項において「経過措置課税期間」という。）については、旧消費税法第十六條（特定長期割賦販売等に適用される場合に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第一項中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税

法（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。以下この項において「三十年改正法」という。）附則第八条第二項に規定する旧効力所得税法をいう。次項において同じ。）と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法（三十年改正法附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項ただし書中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税法」と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法」とする。

2 | 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧消費税法（以下第四項までにおいて「旧効力消費税法」という。）第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等につき、経過措置課税期間において同条第一項の規定の適用を受けなかった場合又は同条第二項ただし書（附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法第六十三条第一項ただし書（同条第三項及び第四項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定の適用を受けることとなつた場合には、当

該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で旧効力消費税法第十六条第一項の規定の適用を受けなかった課税期間又は附則第八条第二項第一号に定める年の十二月三十一日の属する課税期間若しくは附則第二十八条第二項第一号に定める事業年度終了の日の属する課税期間（以下この項及び第四項において「不適用課税期間」という。）の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該不適用課税期間において資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）を行ったものとみなす。

3 | 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等（前項の規定の適用を受けたものを除く。）のうち、個人事業者にあつては平成三十五年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始した事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行ったものとしなかつた部分がある場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第二項第二号に定める年又は附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）

に係る部分については、当該事業者が当該年の十二月三十一日の属する課税期間又は当該事業年度終了の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

4 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等が、前二項に規定する場合のいずれかに該当する場合において、当該特定長期割賦販売等につき附則第八條第三項又は第二十八條第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八條第三項又は第二十八條第三項の規定により当該各年の総収入金額に算入される収入金額又は当該各事業年度の益金の額に算入される収益の額（当該収入金額又は収益の額に当該各年又は各事業年度に含まれる各課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分に係る金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に係る部分については、当該事業者が当該経過措置課税期間に係る不適用課税期間又は附則第八條第二項第二号に定める年若しくは附則第二十八條第二項第二号に定める事業年度の初日の属する課税期間以後の各課税期間のうち、附則第八條第三項の規定の適用を受ける年の十二月三十一日の属する課税期間又は附則第二十八條第三項の規定の適用を受ける事業年度終了の日の属する課税期間（次項において「適用課税期間」という。）において、資産の譲渡等を行ったものとみなすことができる。

5 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第十六條第三項に規定する申告書にその旨を付記するものとする。

6 第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により特定長期割賦販売等に係る事業を消費税法第二條第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第一項の規定の適用を受ける事業者が同法第九條第一項本文の規定の適用を受けることとなった場合における特定長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（電子情報処理組織による消費税の申告の特例に関する経過措置）

第四十五条 新消費税法第四十六条の二及び第四十六条の三の規定は、平成三十二年四月一日以後に開始する課税期間について適用する。

(たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第四十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定(たばこ税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。)の施行前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に関する経過措置)

第四十七条 平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から引き取られる加熱式たばこ(第六条の規定による改正後のたばこ税法(以下「新たばこ税法」という。))第二条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、新たばこ税法第八条第二項の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条及び附則第四十九条から第五十一条までにおいて同じ。)に係る新たばこ税法第十条第一項の製造たばこの本数(以下この条、附則第四十九条及び第五十条において「たばこ税の課税標準」という。)は、新たばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 第六条の規定による改正前のたばこ税法第十条第二項の規定により換算した同項に規定する第一種の製造たばこの本数(次項から第四項までにおいて「旧重量換算本数」という。)に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新たばこ税法第十条第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数(次項から第四項までにおいて「新重量換算本数」という。))に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数

三 新たばこ税法第十条第三項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数(次項から第四項までにおいて「小売定価等換算本数」という。))に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数

2 | 平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこ

に係るたばこ税の課税標準は、新たなばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

- 一 旧重量換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数
- 二 新重量換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数
- 三 小売定価等換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数

3 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たなばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

- 一 旧重量換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数
- 二 新重量換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数
- 三 小売定価等換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

4 平成三十三年十月一日から平成三十四年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たなばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

- 一 旧重量換算本数に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数
- 二 新重量換算本数に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数
- 三 小売定価等換算本数に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定に規定する製造たばこの本数の換算方法について必要な事項は、政令で定める。

(製造たばこに係るたばこ税の税率の特例)

第四十八条 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たなばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- 一 平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 千本につき五千八百二円
- 二 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 千本につき六千三百二円

2 次の各号に掲げる期間内に、特定販売業者（新たなばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第五十一条第六項において同じ。

( 以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たばこ税法第十一条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 )

- 一 平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 千本につき一万二千四百二十四円
- 二 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 千本につき一万三千四百二十四円

( 未納税移出等に係る経過措置 )

第四十九条 平成三十年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ ( 所得税法等の一部を改正する法律 ( 平成二十七年法律第九号 ) 附則第四十九条に規定する紙巻たばこ三級品 ( 附則第五十一条第一項及び第百三十一条第二項において「紙巻たばこ三級品」という。 ) を除く。 ) で、新たばこ税法第十二条第三項 ( 新たばこ税法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 ) の届出又は承認に係るもの ( 当該届出又は承認に係る新たばこ税法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。 ) について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第一項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

2 平成三十一年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、新たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの ( 当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。 ) について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、附則第四十七条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

3 平成三十二年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの ( 当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。 ) について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出され

なかつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

4 平成三十三年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たなばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第四項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び新たなばこ税法第十一条第一項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

5 平成三十四年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、新たなばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たなばこ税法第十条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第五十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十年十月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第一項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び附則第四十八条第一項第一号又は第二項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
たばこ税法第十三条第一項	同条第七項